

2025年日本国際博覧会『食と暮らしの未来ウィーク』におけるスマート農業技術の情報
発信のためのスマート農業技術展示事業 審査実施要領

第1 趣旨

「2025年日本国際博覧会『食と暮らしの未来ウィーク』におけるスマート農業技術の情報発信のためのスマート農業技術展示事業」（以下「本事業」という。）の委託予定先の選定は、「スマート農業実証プロジェクト」に係る運営委員会設置要領」（平成30年12月26日付け30農会第705号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び本要領に定めるところにより実施する。

第2 公募審査委員会の設置

- 1 本事業の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、公募審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、第3の2により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託する外部の機関が、審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家（評価対象の分野又はそれに関連する分野の専門家で農研機構に所属しない者をいう。以下同じ。）、農林水産省担当課・室及び農研機構担当室により構成するものとする。外部専門家は、次の条件をいずれも満たすものとする。
 - (1) 設置要領第2の農林水産省に設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定した者であること。
 - (2) 評価対象の分野又はそれに関連する分野について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (3) その氏名、所属等の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する者の提案の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

 - (1) 当該企画提案書の担当者となっている場合。
 - (2) 当該企画提案書の担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - (3) 当該企画提案書の担当者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該企画提案書の担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該企画提案書の担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該企画提案書の担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長（以下「理事長」という。）が事業実施主体として公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる企画提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第3の2により農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。
- 5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

- 1 農研機構は、応募のあった企画提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。
- 2 審査は、書類審査及びオンライン方式によるヒアリング審査により行うこととする。ただし、提案数が想定を上回る場合は、ヒアリング審査に先立って書面審査を行い、ヒアリング審査の対象となる提案数を絞ることができる。
委員会における審査に係る業務については、外部の機関（以下「審査業務実施機関」という。）に委託するものとする。
- 3 ヒアリング審査に先立って書面審査を行う場合は、委員は、応募された企画提案書を基に、別表の審査項目に基づき、提案ごとに採点を行うこととし、この採点の結果に基づき、評価が上位の提案についてヒアリング審査の対象となる提案として選定する。
- 4 農研機構は、ヒアリング審査の対象となる提案者に対し、審査の実施日時、会議 URL 等の連絡を行う。
- 5 審査に当たっては、別表の審査項目に基づき、提案ごとに採点を行う。審査業務実施機関は、各委員の採点を集計し、外部専門家と、農林水産省担当課・室及び農研機構担当室それぞれの平均点を算出し、その合計を当該提案の評点とする。審査業務実施機関は、書類審査又はプレゼンテーション審査の結果、特定の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。
- 6 審査業務実施機関は、前項の評点について整理し、理事長に報告するものとする。
- 7 理事長は、前項の報告の内容を運営委員会に文書で報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

理事長は、設置要領第4の2に基づく運営委員会からの通知において採択された企画提案

について、その結果を提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、事業実施主体である農研機構が定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、外部に委託する業務のほか農研機構が行うものとする。

(別表)

審査項目

2025年日本国際博覧会『食と暮らしの未来ウィーク』におけるスマート農業技術の情報発信のためのスマート農業技術展示事業

審査項目	審査の観点
1. 技術の内容	<ul style="list-style-type: none">・本技術が、農業における主要課題の解決に向けて大きく貢献することが期待されるものであるか
2. 技術内容の新規性、創意工夫または独自性	<ul style="list-style-type: none">・本技術が、国内または世界的に見て他社では市販やサービス提供が行われておらず、新しい技術であるか・本技術が、自社が有する独自技術を活用した、現時点では他社には開発困難な技術であるか・本技術が、創意工夫がされたものであるか
3. 技術の実用性	<ul style="list-style-type: none">・本技術が、農業の生産現場においても農業者に受け入れられやすく、実用性の高い技術であるか・本技術が開発中のものである場合、開発が完了した際には生産現場で受け入れられやすいと想定されるものであるか
4. スマート農業技術の周知効果	<ul style="list-style-type: none">・本技術及びその展示イメージが、スマート農業技術の代表例として万博で展示するものに適した技術（例：視認性がありわかりやすい技術）であるか・本技術が、農業現場に馴染みのない幅広い年代・国籍の人々に、スマート農業技術の内容や技術の進展が伝わりやすいものであるか
5. 事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none">・展示内容、事業実施体制、スケジュール、経営状況、経費の支出計画等に鑑みて、確実に万博への技術展示を実施できるものであるか